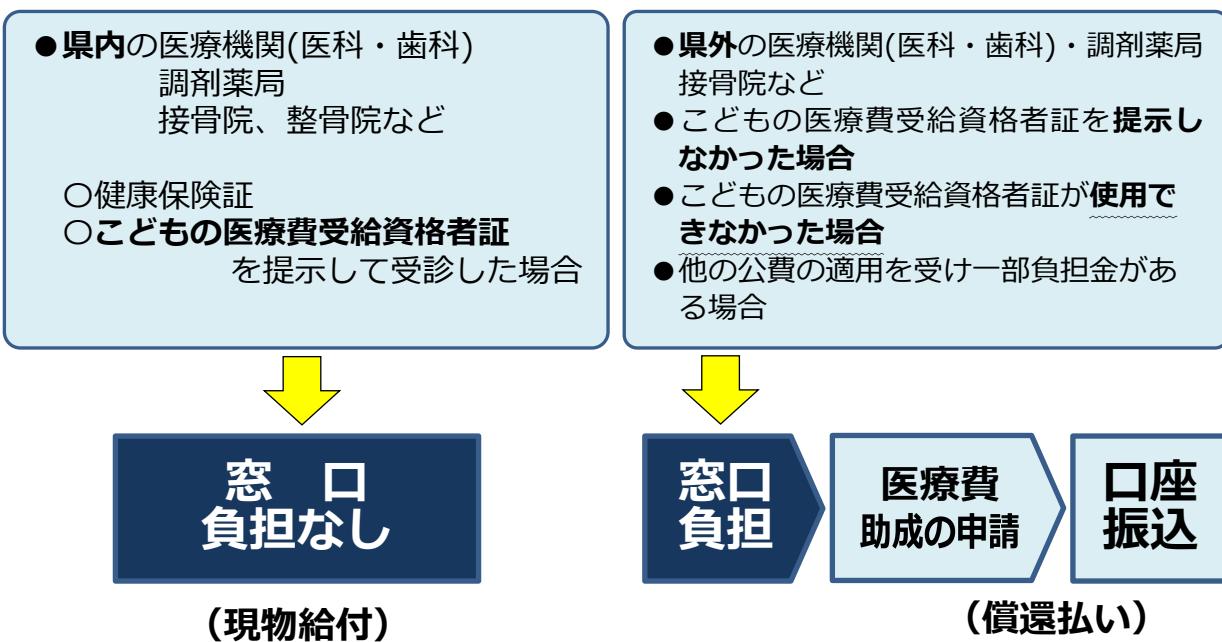


輪島市子どもの医療費助成事業について(案)

平成28年10月診療分から

助成対象を「15歳まで」から「18歳まで」に拡大予定。

※子どもおよび保護者が市内に住所を有する方が対象となります。



- 県内の医療機関等を受診する際には、健康保険証と併せて提示してください。
- 現物給付方式に対応していない医療機関等もありますので必ず窓口で確認してください。
- 氏名、住所など受給資格者証の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 輪島市外に住所を変更する場合は、受給資格者証を市に返還してください。

※次に該当する場合は「子どもの医療費」助成の対象となりません。

- 健康保険がきかない場合
- 入院したときの食事療養費
- 他の公費負担医療制度の適用を受ける場合
- 交通事故等第三者行為による診療の場合
- 学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合

【これまでの経緯】

- ・平成26年11月 「乳幼児及び児童医療費助成事業」が「子どもの医療費助成事業」と変更。
 - ・1ヶ月あたり1,000円の自己負担を廃止。
 - ・市内の医療機関等、まるおかクリニック・穴水あおば薬局(穴水町)については、現物給付。
- ・平成28年1月 ・県内の医療機関等について、現物給付。